

議事日程第17号

平成30年(2018年)招集大阪狭山市議会定例会12月定例会議会議事日程
平成30年(2018年)11月29日午前9時30分開議
議会期間(平成30年11月29日から同年12月25日まで27日間)

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第1 | 発議第17号 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 議員提出議案第2号 | 大阪狭山市議会基本条例について |
| 日程第3 | 諮問第1号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について |
| 日程第4 | 議案第85号 | 大阪狭山市生産緑地地区の区域の規模に関する条例について |
| 日程第5 | 議案第86号 | 大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第87号 | 大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第88号 | 平成30年度(2018年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計予算について |
| 日程第8 | 議案第89号 | 平成30年度(2018年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第7号)について |
| 日程第9 | 議案第90号 | 平成30年度(2018年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第10 | 報告第8号 | 第4期メルシーfor SAYAMA株式会社の事業計画及び予算の報告について |
| 日程第11 | 請願第4号 | 「議員定数×報酬で10%削減」市の現状に応じた議員定数と報酬に条例改正することを求める請願について |
| 日程第12 | 請願第5号 | 議員定数2名削減を求める請願について |
| 日程第13 | 請願第6号 | 新たな国民負担が伴う地方議会議員の厚生年金加入に断固反対する意見書の提出を求める請願について |

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第14 | 請願第7号 | 「子どもの医療費助成」を18歳まで拡充を求める
請願について |
| 日程第15 | 請願第8号 | 放課後児童会の充実を求める請願について |
| 日程第16 | 要望第2-1号 | 子どもの貧困対策に関する要望（要望項目の3点目
に関する部分）について |
| 日程第17 | 要望第2-2号 | 子どもの貧困対策に関する要望（要望項目の3点目
を除く部分）について |
| 日程第18 | 要望第3号 | 国民健康保険・医療についての要望について |
| 日程第19 | 要望第4号 | 介護保険に関する要望について |

発議第17号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり署名議員を指名する。

平成30年(2018年)11月29日提出

大阪狭山市議会議長 山本尚生

記

2番 北好雄

3番 井上健太郎

議員提出議案第 2 号

大阪狭山市議会基本条例について

大阪狭山市議会基本条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり提出する。

平成30年(2018年)11月29日提出

大阪狭山市議会議長 山本尚生様

提出者	大阪狭山市議会議員	上谷元忠
	同上	片岡由利子
	同上	須田旭
	同上	松尾巧
	同上	丸山高廣

大阪狭山市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の役割及び活動の原則（第3条—第10条）

第3章 市民と議会の関係（第11条—第14条）

第4章 議会と市長等の関係（第15条—第18条）

第5章 議会の機能の強化（第19条—第22条）

第6章 議員定数及び議員報酬（第23条・第24条）

第7章 補則（第25条・第26条）

附則

議会運営の活性化や、機能強化を実現し、大阪狭山市のまちづくりに対して責任の一翼を担うためには、議会が主体となって議論し、意思決定していくことを念頭に取組み組んでいかなければならないという強い決意が必要です。

また、団体意思の決定、監視という時代を通じて不変である議会の基本的役割を果たすためには、地域の独自性や市民の要請に適応する必要があります。いつの時代においても市民への説明責任の徹底や透明性の向上を図るための不断の取組が議会に求められています。

大阪狭山市議会では、これまでもさまざまな議会改革に取り組んできました。議会における現在までの改革の取組を基に、議会基本条例として昇華し、市民に開かれた議会、積極的に行動する議会及び討議する議会をめざします。

市民の負託にこたえ、揺るぎない信頼を確保し、より一層、市民に寄り添った積極的な議会活動を展開していくために必要な市民との約束として、大阪狭山市議会基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、大阪狭山市議会（以下「議会」という。）の基本理念を明らかにするとともに、議会及び大阪狭山市議会議員（以下「議

員」という。)の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議会がその機能を高めるとともに市民の負託にこたえ、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、市民の代表としての自覚と誇りを持ち、その負託と信頼にこたえ、二元代表制の下、市の意思決定機関として、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、市民の多様な意思を市政に反映し、地方自治の確立に全力で取り組むものとする。

第2章 議会及び議員の役割及び活動の原則

(議会の役割)

第3条 議会は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案、請願、陳情、要望等(以下「議案等」という。)の審議及び審査(以下「審議等」という。)を行い、これらを議決することにより市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の政策の決定及び事務の執行に関し、監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政の課題等に関し、政策の立案及び提言(以下「政策立案等」という。)を行うこと。
- (4) 意見書、決議等により、国等に対して議会の意思を表明すること。

(議会の活動の原則)

第4条 議会は、前条に規定する役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公平性、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営に努めること。
- (2) 市民の多様な意見等を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 市民の負託にこたえる議会の役割を追求するため、議会の改革に不断に取り組むこと。

(議員の役割及び活動の原則)

第5条 議員は、議会を構成する者として、議会活動を通じて市民の負託にこたえることを使命とし、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議員の活動の基本は言論であり、議会は言論の府であることを十分に認識し、議員間の議論を積極的に行い、十分な審議等を尽くすこと。

(2) 市政の諸課題について、市民の多様な意見等を的確に把握し、市民の負託と信頼にこたえるため、公正かつ誠実に職務を執行すること。

(3) 議会活動及び市政の課題等について、市民にわかりやすく説明すること。

(4) 議会を構成する者として、不断の研さんにより、自らの資質の向上に努めること。

(政治倫理)

第6条 議員は、市民の代表として、議会の権能と責務を深く自覚し、高い倫理観を保持し、その使命の達成に努めなければならない。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を円滑に実施するため、会派を結成することができる。

2 会派は、所属する議員の活動を支援するとともに、政策立案等のために調査研究を行い、必要に応じて会派間で調整し、合意形成に努めるものとする。

(通年議会)

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条第2項の規定に基づく議会の定例会の回数は、年1回とし、その会期は、通年とする。

2 議会の会期を通年とすることに関し必要な事項は、別に定める。

(緊急事態等への対応)

第9条 議会は、災害、緊急事態等が発生したときは、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の安全及び安心を確保するため、必要に応じて市長等と情報を共有し、効果的かつ機動的な活動が図れるよう議会の体制の整備に努めるものとする。

(議会の議決事件)

第10条 法第96条第2項に規定する条例で定める議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。

(1) 大阪狭山市自治基本条例（平成21年大阪狭山市条例第9号）第22条第1項に規定する総合計画の策定、変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）又は廃止

(2) 姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するものの締結、変更又は廃止

(3) 法第221条第3項の法人に対する出資及び市が出資することにより当該法人が同法同条同項の法人となる当該出資に関すること

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第11条 議会は、市民の多様な意見等を把握し、市政に反映させるとともに、市民が議会活動に参加する機会を充実するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見等を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度等の活用に努めるものとする。

3 議会は、請願、陳情等の審議等に当たっては、その趣旨を十分に理解するため、当該請願、陳情等の提出者に意見を述べる機会を設けるものとする。

4 議会は、議案等の審議等の経過及び結果について市民に説明するとともに、市民の意見等を政策立案等に反映させるため、市民との意見交換の場を設けるものとする。

(会議の公開)

第12条 議会は、その意思決定に至る過程を市民に対して明らかにするため、議会の会議を原則として公開するものとする。

2 議会は、議会の会議に関する資料を公開するとともに、市民が議会の会議を傍聴しやすい環境の充実に努めるものとする。

(広報活動の充実)

第13条 議会は、議会の活動に関する情報について、多様な手段を活用し、広報活動の充実に努めるものとする。

(次世代への取組)

第14条 議会は、子ども議会、夜間議会、模擬投票その他政治への参加を促進する機会づくりに努めるものとする。

第4章 議会と市長等の関係

(市長等との関係の原則)

第15条 議会は、市長等の役割を尊重しつつ、健全で緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行を監視及び評価するとともに、政策立案等を通じて、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組むものとする。

(政策等の説明要求)

第16条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の形成過程の透明性を図り、議会における論点を明確に

するため、市長等に対し、必要に応じて、資料の提供及び説明を求めるものとする。

2 市長等は、前項の求めがあったときは、誠実に対応するものとする。

(質問等)

第17条 議員は、議会の会議において質問又は質疑（以下「質問等」という。）を行うに当たっては、当該質問等の趣旨及び論点を明確にしなければならない。

2 議会の会議における質問等は、一問一答方式で行うものとする。

3 市長等は、議会の会議における質問等に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で当該質問等の論点を明確化し議論を深める目的で発言をすることができる。

(議会意見の尊重)

第18条 市長等は、議会の会議において可決された附帯決議その他議会における政策等の形成過程、事務の執行に関し集約された意見等を最大限尊重するよう努めるものとする。

第5章 議会の機能の強化

(専門的知見の活用等)

第19条 議会は、議案等の審議等の充実、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等に係る機能の強化に資するため、必要があると認めるときは、法第100条の2の規定に基づく学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査の積極的な活用を努めるものとする。

2 議会は、前項に規定する調査のため必要があると認めるときは、市民、学識経験を有する者等で構成する調査機関を議決により設置することができる。

(政務活動費)

第20条 会派及び議員は、市政に関する調査研究その他の活動に資するため、法第100条第14項に規定する政務活動費（以下この条において「政務活動費」という。）を厳正かつ有効に活用するものとする。

2 会派及び議員は、政務活動費の使途の公正性及び透明性を確保し、市民に対して、その使途を説明する責任を負うものとする。

(議員研修の充実)

第21条 議会は、議員の政策立案等の能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めるものとする。

(議会事務局等)

第22条 議会は、議会活動の円滑かつ効率的な実施、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等に係る機能を強化するため、議会事務局の機能及び組織体制の強化に努めるものとする。

2 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の機能の強化に努めるものとする。

第6章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第23条 議員定数は、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等に係る議会の機能を確保するとともに、市民の多様な意見等を市政に反映させることができることを基本とし、市政の現状及び将来の展望等を総合的に勘案して定めるものとする。

(議員報酬)

第24条 議員報酬は、市民の負託にこたえる議員活動への対価であることを基本とし、市政の現状及び将来の展望等を総合的に勘案して定めるものとする。

第7章 補則

(条例の位置付け)

第25条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、及び改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

(見直し手続)

第26条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加えるとともに、必要に応じて、この条例の見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(大阪狭山市議会定例会の回数及び会期を定める条例の廃止)

2 大阪狭山市議会定例会の回数及び会期を定める条例(昭和31年大阪狭山市条例第47号)は、廃止する。

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成30年(2018年)11月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

住 所 大阪府大阪狭山市大野台六丁目15番6号

氏 名 北 田 徹

昭和24年12月28日生

議案第 85 号

大阪狭山市生産緑地地区の区域の規模に関する
条例について

大阪狭山市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を次のとおり提出する。

平成 30 年 (2018 年) 11 月 29 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の規定に基づき、大阪狭山市における生産緑地地区の区域の規模について定めるものとする。

(区域の規模)

第2条 生産緑地法第3条第2項の条例で定める区域の規模は、300平方メートル以上とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第86号

大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例
の一部を改正する条例について

大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成30年(2018年)11月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市財産区管理会の設置等に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「池尻財産区」の次に「及び茱萸木財産区」を加える。

第2条の表に次のように加える。

茱萸木財産区	茱萸木財産区管理会	7人
--------	-----------	----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 87 号

大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ビラの
作成の公費負担に関する条例の一部を改正する
条例について

大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 30 年 (2018 年) 11 月 29 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「大阪狭山市長」を「大阪狭山市議会議員及び大阪狭山市長」に改める。

第1条中「基づき、」の次に「大阪狭山市議会議員及び」を加える。

第2条中「大阪狭山市長」を「大阪狭山市議会議員及び大阪狭山市長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の大阪狭山市議会議員及び大阪狭山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される大阪狭山市議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された大阪狭山市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

議案第88号

平成30年度(2018年度)大阪狭山市茱萸木財産区
特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、平成30年度(2018年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成30年(2018年)11月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第89号

平成30年度(2018年度)大阪狭山市一般会計補正
予算(第7号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成30
年度(2018年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第7号)を別案のとおり提出する。

平成30年(2018年)11月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第90号

平成30年度(2018年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成30年度(2018年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

平成30年(2018年)11月29日提出

大阪狭山市長 古川 照人

第4期メルシー f o r S A Y A M A株式会社
の事業計画及び予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、第4期メルシー f o r S A Y A M A株式会社の事業計画及び予算について別紙のとおり報告する。

平成30年(2018年)11月29日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

請 願 書

平成30年11月19日

「議員定数×報酬で10%削減」

市の現状に応じた議員定数と報酬に条例改正することを求める請願

大阪狭山市議会議長 山本 尚生 様

大阪狭山市半田3-1703

TEL: [REDACTED]

松川 元英

次世代のさやまを育てる会 代表

紹介議員 鳥山 健

議会改革が進められていますが、私たちのまわりでは、議員定数や報酬は議会内で既得権益化していると感じている市民が多くおります。

先の6月議会では、市民からの議員定数を3名削減し12名とする条例改正の請願が不採択となりました。採否理由として、不採択は行政の監視・管理機能の低下であり、採択側は財政状況の改善を主な理由とされていました。

行政の監視・管理機能を高めるには一定の議員数が必要とされていますが、本市の議員報酬は民間の平均所得等と比べると上位にあります。そこで、議員報酬を15%削減すれば、議員定数を1名増やせて議論と監視を強化できる上、10%削減の財政状況改善も可能になります。

地域では、高齢化が進み自治会加入率の低下や福祉面でもボランティア不足が大きな課題となっており住民負担が大きくなっています。また、数年後にはさらに高齢化が進み、帝塚山学院大学や近大付属病院の移転問題にも直面し、地域課題への税投入増大が懸念されるなど、現下を鑑みれば、議員報酬にこだわる議員はいないのではないかと思います。厳しい状況の時にこそ、議会は市民の代表として率先垂範する立場にあるべきです。議員定数1名減又は議員報酬10%削減と併せ活発な議論をお願いしたいと考えます。

議会自ら「議員定数×報酬で10%削減」市の現状に応じた議員定数と報酬に条例改正することを、今12月定例議会で議決し、新年度には私達市民と一緒に新たにスタートされることを求めます。



議員定数2名削減を求める請願

平成30年11月21日

大阪狭山市議会議長 山本尚生様

請願者 住所 大阪狭山市西山台4丁目1-3-405
(団体名) 議会の定数削減を切望する市民の会
電話 [REDACTED]
氏名 代表 澤田 宗高

住所 大阪狭山市大野台4丁目22-4
電話 [REDACTED]
氏名 有田 之久

住所 大阪狭山市狭山2丁目974-8(108)
電話 [REDACTED]
氏名 山口 幸男

住所 大阪狭山市東池尻5丁目1462-32
電話 [REDACTED]
氏名 荒谷 恵介

紹介議員 氏名 西野 滋胤

[請願趣旨]

少子高齢化は避けがたく、2025年には「団塊の世代」の人たちが、75歳を超えてきます。これまでに経験したことのない高齢者社会を迎えます。また少子化は生産年齢人口の減少が加速し、働き手が少なくなり税収が減ることを意味しています。超高齢化社会を迎え増大する社会保障費、少子化に伴う財源の減少は、近い将来避けては通れません。

本市に目を向けると、帝塚山学院大学は2年半後、近畿大学医学部附属病院は5年後に堺市へと移転が迫り、税収の減少など財政への影響が懸念されます。本市の財政状況は経常収支比率が近年90%台後半で推移しており、楽観視できない非常に厳しい状況下であり、今まで以上の行財政改革が必要になってきます。先頭に立って改革を行う議員の皆さまにはその覚悟を示していただきたい。市民のために議会は、少数精鋭での頑張りをお願いします。

一部の議員は議員定数削減反対の理由として、常任委員会の兼任などによる負担増や「民意のくみ上げ」が不十分になることを挙げられております。しかしながら、「民意のくみ上げ」につきましても、三中学校区による円卓会議などまちづくり組織の活性化が図られ、その役割を大きく分担できるようになってきております。



大阪市や堺市、近くは富田林市も議員定数削減を行っております。大阪狭山市議会は平成23年4月に「15名」にして以来、議員や市民が定数削減の「請願」「陳情」を行ってきましたが「不採択」が続いています。

都心近く、住みよい街と評価されている大阪狭山市にとって、これを守り若い人たちに住みたいまちと選ばれるためには、定数削減は不可避です。議員報酬・期末手当は、一人あたり年額8,037,000円、2名で16,074,000円。4年間で合計64,296,000円の削減となります。そこで得た財源は市民のために使ってください。市議会議員が「市民優先」を示してください。党派を超えて、実現するようお願い申し上げます。

[請願項目]

1. 議員定数を2名削減し、15名から13名とする。
2. そこで得た財源は子育て・教育環境の充実や社会福祉の充実など市民サービスの向上に充てる。

新たな国民負担が伴う地方議会議員の厚生年金加入に
断固反対する意見書の提出を求める請願

平成 30 年 11 月 21 日

大阪狭山市議会議長 山本尚生様

請願者 住 所 大阪狭山市西山台 4 丁目 1-3-405
(団体名) 議会の定数削減を 切望する 市民の会
電 話 [REDACTED]
氏 名 代表 澤田 宗高

住 所 大阪狭山市大野台 4 丁目 22-4
電 話 [REDACTED]
氏 名 有田 之久

住 所 大阪狭山市狭山 2 丁目 974-8 (108)
電 話 [REDACTED]
氏 名 山口 幸男

住 所 大阪狭山市東池尻 5 丁目 1462-32
電 話 [REDACTED]
氏 名 荒谷 恵介

紹介議員 氏 名 西野 滋胤

[請願趣旨]

平成 23 年 6 月に地方議会の年金制度は廃止されたが、廃止に伴い衆参両院総務委員会の付帯決議において、新たな年金制度について検討を行うこととされ、国においても国民の幅広い政治参加や議員を志す新たな人材の確保につながる方策として、地方議会議員の厚生年金への加入かどうか議論されております。

しかしながら、地方議会議員の年金制度は廃止されておりますが、元議員などの既存支給者への公費給付は続き、毎年多額の税負担となっております。その上に新たな議員年金制度となると、厳しい財政状況にある地方自治体に事業主負担という新たな税負担を生じさせることとなります。



すでに廃止された年金制度を、形を変えて復活させるようなことは、到底国民の理解を得られるものではありません。新たな税負担になるこの議員年金復活は国民の判断を仰ぐべき事案であり、決して議員のみで決めてよいものではありません。

よって新たな国民負担が伴う地方議会議員の厚生年金加入に断固反対いたします。請願を採択して頂き、国に対して働きかけて頂きますようお願い申し上げます。

〔請願項目〕

1. 新たな国民負担がともなう地方議会議員の厚生年金加入に断固反対する
意見書を国に提出するよう求める。

新たな国民負担が伴う地方議会議員の厚生年金加入に断固反対する意見書

(案)

地方議会議員の年金制度については、平成 23 年 6 月に廃止されたが、廃止法案審議における衆参両院総務委員会の附帯決議において、制度廃止後概ね一年程度を目途に、地方議会議員の新たな年金制度について検討を行うこととされた。

この附帯決議を受け、国において、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものとするのが、国民の幅広い政治参加や議員を志す新たな人材の確保にもつながっていく、ひとつの方策と考えられることから、すでに厚生年金に加入している公選職の知事や市町村長と同様、地方議会議員の厚生年金への加入が可能かどうかについて議論されている。

しかしながら、地方議会議員の年金制度は廃止されたとはいえ、元議員等の既存支給者への公費給付は続いており、毎年多額の税負担となっている。その上に、地方議会議員の厚生年金加入となれば、厳しい財政状況にある地方自治体に事業主負担という新たな税負担を生じさせることになる。

年金制度は国民全体の課題であり、地方議会議員も国民年金や厚生年金という多くの国民と同じ制度のもとにあるべきと考えるのが自然である。税金の用途について率先して厳しい立場で臨まなければならない地方議会議員について、かつて特権と批判され、すでに廃止された年金制度を形を変えて復活させるようなことは、批判的となるだけであり、到底国民の理解を得られるものではない。新たな税負担になるこの議員年金復活は、国民の判断を仰ぐべき事案であり、決して議員のみで決めるものではない。

よって、地方議会議員を特別に処遇するような、地方議会議員の厚生年金加入については断固反対する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 30 年 12 月 日

2018年11月21日

大阪狭山市議会議長
山本 尚生様

新日本婦人の会大阪狭山支部
支部長 石井 淳子
大阪狭山市金剛 2-2-19

紹介議員

松尾 巧

薦 田 育子

「子どもの医療費助成」を18歳まで拡充を求める請願書

(要望趣旨)

大阪狭山市の「こども医療費助成」は、入院助成は中学校卒業まで、通院は2015年4月より中学校卒業までとなっています。さらなる拡充を願い、2016年11月、「子ども医療費助成を18歳まで拡充を求める請願書」を提出しました。継続審査が続きましたが、今年9月議会で不採択となりました。しかし、子ども医療費助成の拡充は2016年当時より広がり、お隣の堺市でも18歳まで拡充となると聞きました。

子どもの貧困は7人に一人と深刻な問題になっているなか、子ども医療費助成拡充の運動はますます広がっています。

大阪狭山市は以前から「子育てするなら大阪狭山市で」を合言葉に子育て支援に力を入れています。ますますの充実を願い再度次の事を請願いたします。

(請願項目)

- 1、大阪狭山市の「子ども医療費助成」を通院・入院ともに18歳までに拡充してください。



放課後児童会の充実を求める請願書

2018年11月21日

大阪狭山市議会議長
山本 尚生 様

新日本婦人の会大阪狭山支部
支部長 石井 淳子
住所 大阪狭山市金剛2-2-19
紹介議員

松尾 巧
薦田 育子

請願理由

新日本婦人の会の目的の一つに女性の権利、子どものしあわせのために力を合わせると掲げています。近年女性の社会進出が目覚ましく、それに伴い働き方や子育てにかかわる社会問題も起きています。放課後児童会の待機児童問題もその一つです。

大阪狭山市では放課後児童会の定義として、「保護者などが労働により昼間家庭にいない小学生を対象に、遊び場や生活の場を提供し、児童会活動を通じて健全な育成を図ることを目的としており対象は1年から6年の児童」と定められています。また当市のパンフレットには「集団生活の中の規則正しい生活習慣や仲間との交流を通して、健全な育成や心の成長をめざします」とあります。

しかし今年度は、南第二放課後児童会では10名、東放課後児童会で40数名の待機児童があり東放課後児童会では4年～6年生は入会できない事態が起きました。

来年度は、入会の希望が増加することが見込まれています。希望する全ての子ども達を受け入れるためには、施設や指導員の確保を早急に進めなければ、今年度より更に待機児童が増えるという事態が生じます。施設については、既存の建物を利用することも一案として対策を講じ、指導員の確保については施策を充実し、安定して働き続けられるよう処遇改善をして問題を解決して下さい。

待機児童の数は単なる数字ではありません。その数字の一つひとつに、それぞれの家庭と子ども達の切実で深刻な現実があります。次代を担う子ども達が、安全に安心して放課後を過ごすことができ、保護者も安心して働けるように、放課後児童会の充実を願って次の項目を請願いたします。

請願項目

- 1、放課後児童会に入会する必要がある、希望する全児童が入会できるように放課後児童会の整備を進めて下さい。
- 2、放課後児童会を安定的に運営できるように、指導員の確保等の努力をしそのための施策を講じて下さい。



2018年 11月 19日

大阪狭山市議会
議長 山本 尚生様

〒589-0005大阪狭山市狭山2丁目898-7

サンシャイン狭山2階5215

大阪狭山社会保障推進協議会

会長 橋本 啓修
事務局長 山野 彰

子どもの貧困対策に関する要望書

日頃より市民の生活安心を市政の重点に、ご尽力頂いている事に敬意を表します。また社会保障推進協議会の総会への激励のメッセージにお礼申し上げます。

さて子どもの貧困対策法の目的を規定した第1条には「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備すること」を掲げ、この目的を受け第4条には「地方公共団体は、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有する」と定めています。

この規定を受けて、大阪狭山市の子どもの状況を調査するために、大阪狭山市の子どもの生活実態調査が実施され、大阪府立大学の研究チームがまとめた報告には、大阪狭山市における経済的に厳しい貧困世帯の子どもの政策的課題も指摘されています。

この報告書と研究チームの指摘や大阪府保険医協会・歯科保険医協会が実施したアンケートのまとめも参考にしながら、大阪狭山市での子ども一人ひとりに寄り添う貧困対策の具体化として、下記の点についての要望を提出し、ご回答と懇談を求めます。

記

- ① 経済的理由による学校健診後の未受診対策と子どもたちの学習支援、学校生活上の安全等のために、一刻も早い実態把握と、「子どもの貧困対策計画」策定・推進を早急にすすめてください
- ② 朝食支援、休日の食事等への支援を本格的に取り組んでください。
- ③ 18才までの医療費を完全無料化してください。
- ④ 児童扶養手当全額支給世帯は生活保護基準以下であるのに生活保護受給率はわずかである。児童扶養手当現況届の時に、生活保護のてびきを配布するなど制度の周知をすすめてください。
- ⑤ 就学援助費を充実してください。
- ⑥ 放課後児童会（学童保育）の充実と待機児童を出さない対策をすすめてください。

以上



2018年 11月 19日

大阪狭山市議会
議長 山本 尚生様

〒589-0005大阪狭山市狭山2丁目898-7
サンシャイン狭山2階5215

大阪狭山社会保障推進協議会

会長 橋本 啓修
事務局長 山野 幸

国民健康保険・医療についての要望書

平素より社会保障推進の取り組みにご尽力頂いている事に敬意を表します。

大阪狭山社会保障推進協議会は昨年11月、この統一国保で現行でも高すぎる国保料を引き上げないことを求め要望書を提出し、市長から、市内市町村保険料率は「市町村の実態を踏まえ過度の負担にならないように、大阪府へ適正な料率設定を行うように要望してまいりたい」「本市の保険料率と乖離しており、平成29年度の決算状況を勘案しながら、本市独自の激変緩和に取り組みたい」との回答をいただきました。

しかし、今年4月から始まった国民健康保険の都道府県単位化について、大阪府の統一国保では、低所得者及び子どもがいる世帯の保険料が上がるばかりか、住民を守るための条例減免制度の廃止などで豊中市ではすべての独自減免を廃止するなどの影響が出ています。

また激変緩和期間の6年がすぎれば、今でも高すぎる国保料がさらに高くなるとの指摘もあります。

国民健康保険・医療は市民の健康、命にかかわるものであり、払える保険料にすること等が、命の最大限尊重を規定した憲法13条の趣旨だからです。

以上の点から下記の要望を提出し、ご検討・ご審議いただくことを求めます。よろしくお願ひ申し上げます。

記

- 1、 高すぎる国民健康保険料を引き下げてください。
- 2、 市独自の減免を継続し充実してください。
- 3、 保険料の抑制を目的にした一般会計からの繰り入れをしてください。
- 4、 子どもの均等割り減免制度を新設してください。
- 5、 近大附属病院移転に関する基本協定書の締結を着実に実行するために、最大限の努力をしてください。



- ① 小児・周産期を含む28科300床規模の医療機能を備えた病院を確保してください。
- ② 南河内医療圏に災害拠点病院・三次救急医療機関を確保してください。

以上

2018年 11月 19日

大阪狭山市議会
議長 山本 尚生様

〒589-0005大阪狭山市狭山2丁目898-7

サンシャイン狭山2階5215

大阪狭山社会保障推進協議会

会長 橋本 啓修
事務局長 山野 彰

介護保険に関する要望書

日頃より市議会のみなさまが、市民の生活安心を大切にご尽力頂いている事に敬意を表します。

さて昨年4月から実施された介護保険第7期保険料は、市民の負担の限界を超え、標準とされる月額6300円が適用されるのは、

① 前年度非課税

② 収入と所得の合計が80万円を超える人

とされています。

収入と所得の合計が80万円を超えると、年7万5千円を超える介護保険料を徴収されることになり、高齢者の負担の限界を超えるものになっています。

今年の9月より実施・回収した大阪社会保障推進協議会の府民生活実態調査においても大阪狭山市民の多くから、介護保険料が高すぎるとの声と共に生活を切り詰める市民の声が寄せられています。

つきましては、個人の尊厳・一人ひとりの幸福追求権を規定した憲法13条、健康で文化的な生活の保障を規定した憲法25条をふまえて大阪狭山市民の生活安心を求め、下記の点について要望を提出し、ご審議いただくことを求めます。よろしくお願い申し上げます。

記

- 1、市独自の軽減措置として一般会計繰り入れにより保険料を引き下げてください。
- 2、非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充してください。
当面年収150万円以下(単身)は介護保険料を免除してください。
- 3、介護サービス利用者の負担軽減のため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の減免制度を作ってください。
- 4、新規・更新ともに要介護認定申請を原則にしてください。

以上

